

コンプライアンス規則

1. 通関業務遂行の基本

通関業者は、法令及び社内規定を遵守し違法行為は行わないこと、また、企業倫理を守り、社会的な良識をもって行動することを業務遂行における基本とする。

2. 定義

本規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「通関業務」とは、通関業法第2条（定義）に規定する通関業務及び同法第7条（関連業務）に規定する関連業務をいう。
- (2)「通関士」とは、通関業法第31条第1項（確認）の規定に基づき、税関長の確認を受けた者をいう。
- (3)「従業者」とは、社員、雇員、嘱託その他従業員の如何を問わず、（株）（以下「自社」という。）と雇用契約の下にあるものをいう。

3. 適用範囲

本規則は自社の従業者に適用する。

4. 経営者の責務

経営者は、コンプライアンスを企業活動の基本とすることを明らかにする。

また、経営者は、従業者にコンプライアンス意識の周知徹底を図るとともに、コンプライアンスの実施上必要な体制を構築し、事故の防止に努め、一層適正・迅速な通関業務の実現を図る。

5. 管理者の責務

管理者は、経営者のコンプライアンスについての方針を受け、

従業者に対するコンプライアンスについての教育・指導や従業者からの相談への対応に当たるほか、コンプライアンスが円滑に実施されるために必要な責務を果たす。

6．従業者の責務

従業者は、企業のコンプライアンスの精神を理解し、コンプライアンスを誠実に実行する。

7．通関業務における法令遵守

- (1) 通関業務は、関税法等関税関係の法令及び規則に基づき適正に行う。
- (2) 通関士は、法令を遵守し、通関書類の最終審査を行うことにより、適正・迅速な通関業務の実施を図る。
- (3) 通関業務の適正な運営及び適正・迅速な通関の実施のために必要な規定は、別に定める。

8．顧客情報等の適正な管理

- (1) 顧客や個人に関する情報及び社内の情報は、法令及び社内規定に従い、適正に管理(活用、伝達、整理)する。
- (2) 機密を要する情報は、漏洩することのないように特に厳重に管理する。

9．信用及び品位の保持

通関業者は良識をもって企業活動を行うものとし、社会的な信用及び品位を害するような行為をしてはならない。

10．顧客等との適正な関係の保持

- (1) 通関依頼の内容が法令に違反、抵触する虞れがある場合や優越的な地位を利用した内容の場合は、管理者や相談窓口にご相談のうえ、毅然とした態度で対処する。
- (2) 荷主等との慣習上の贈答や接待は、社会常識の範囲内で行う。

11．反社会的勢力との関係の排除

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を排除し、金品の提供や出版物の購読などの便宜供与は一切拒絶する。

12．税関等との適切な対応

- (1) 税関による調査への適切な対応、不審事項の迅速な通報など、税関等関係官庁との適切な対応に十分配慮する。
- (2) 税関職員等国家公務員に対する贈答、接待及び便宜の提供は行わない。

13．危機管理

- (1) 事故が発生した場合は、迅速かつ適切に責任者に報告する。
- (2) 事故が発生した場合の対応の方法及び体制をあらかじめ整備し、事故には迅速かつ適切に対応する。
- (3) 事故の発生原因の究明等再発の防止のために必要な措置をとる。

14．社内体制の構築等

(1) コンプライアンス実施体制と責任体制の整備

社内におけるコンプライアンスに関する事項を総括し、責任体制を明らかにするため、コンプライアンス委員会等のコンプライアンスについての社内(責任)体制を構築し、コンプライアンスの実施に関することを定める。

(2) 相談、通報の受付窓口の設置

コンプライアンスに係る相談を受ける窓口を設け、従業員からの相談に応じる。

事故を未然に防止し、早い段階で発見する観点から、コンプライアンスに係る通報を受け付ける窓口を設け、適切な対応、処理を行う。

コンプライアンスに係る相談・通報制度は積極的に従業員に奨励するとともに、通報に係る秘密の保持及び通報者の不利益取扱いの禁止を明らかにする。

(3) 内部監査制度

コンプライアンスに関する規定が遵守されているか、また、教育・指導が適正に行われているかを確認するため、内部監査人を指名し、内部監査を実施する。

内部監査人は、コンプライアンスに関する実施状況を監査・評価し、事故の発生を防止する観点から必要な改善策を勧告する。

15. コンプライアンス委員会等

(1) 経営者は、自社におけるコンプライアンスに関する事項を総括する組織として、自らをヘッドとするコンプライアンス委員会等を設置する。

(2) コンプライアンス委員会等は、コンプライアンスを実効あるものにするために必要な業務を行う。

(例)

本規則の制定及び改定

各事業部門（例えば、営業部門、通関部門）におけるコンプライアンスに関する事項を管理する者の指名

通関業務の適正な遂行及び統括

各事業部門への指示、連絡、要請等

内部監査の実施

危機管理体制の整備

社内教育及び訓練の計画及び実施

管理者、従業員等に対する報告等の要求、調査の実施又は改善措置等の命令

相談・通報窓口に関する事項

その他コンプライアンスを実行するうえで必要と認められる業務

16．教育・指導の実施

従業者にコンプライアンス意識の周知徹底を図るとともに、高いコンプライアンス意識を持ち続けさせるため、外部セミナー、社内研修、ミーティング等を活用して必要な教育・指導を実施する。

17．処分

コンプライアンス規定に違反した者は、社内規定に従って厳正に処分する。

[参考資料]

通関業者が遵守すべき法令は多岐にわたるが、通関業務遂行上遵守すべき「法令」は、関税法、関税定率法、関税暫定措置法、通関業法などであり、法令の一覧表（添付省略）は各通関業会に配備しておき必要に応じ活用する。